

## 新居浜市公告第38号

### 旧端出場水力発電所3DCG等映像制作業務委託事業者選定に係る公募型プロポーザルの実施について

旧端出場水力発電所3DCG等映像制作業務委託事業者選定に係る公募型プロポーザルの実施について、次のとおり公告する。

平成30年4月2日

新居浜市副市長 寺田政則

#### 1 目的

明治45年に創業を開始した旧端出場水力発電所は、当時、最新鋭の発電機が導入され、標高差597メートルにも及ぶ水路は、当時、東洋一のスケールを誇り、別子銅山の近代化に大きく貢献した。この発電所を精細に再現するとともに、歴史的価値を観光客や市民に紹介する映像を制作する最も適した事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

#### 2 事業の概要

(1) 業務名 旧端出場水力発電所3DCG等映像制作業務

(2) 業務の概要

過去の写真や現在の映像を素材として活用するとともに、3Dレーザースキャナやドローン等を活用し、旧端出場水力発電所を精緻にモデリングした3DCGを制作。具体的には旧端出場水力発電所が果たした役割を明確にするとともに、銅山越え南側を流れる吉野川水系の銅山川の水を約4kmにも及ぶ通洞（トンネル）と約2kmの水路を經由して石ヶ山丈貯水槽まで導水し、発電機に水を落としていた様子が分かるように映像を

制作する。その際、実写と3DCGを組み合わせ、素材を立体的に動かすなどして効果的な編集を行い視聴者の興味を喚起する。なお、完成した映像はマイントピア別子端出場地区にて放映するとともに、ダイジェスト版はインターネット上にて公開する。

(3) 履行期間 契約締結日から平成30年10月31日(水)まで

(4) 提案上限額 7,649,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

### 3 事業担当課

〒792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市 企画部 別子銅山文化遺産課

電話番号 0897-65-1236(直通)

E-mail dozan@city.niihama.lg.jp

URL <http://www.city.niihama.lg.jp/soshiki/dozan/>

### 4 参加者の資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、平成29・30年度新居浜市入札参加資格審査申請書を提出し、「物品・役務」において、参加資格を有するものと認定されている者(認定期間が有効であること。)のうち、次の条件をすべて満たしているものとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定のほか、次の要件に該当しない者であること。

ア 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないこと。

イ 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないこと。

(2) 公募の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は新居浜市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

(3) 愛媛県内に本店、支店又は営業所を有すること。

(4) 過去5年間(平成25年度から平成29年度まで)に、国又は地方公共団体等が発注した3DCGを用いた産業遺産に関する映像制作等、類似業務の受託実績がある

こと。

(5) 別子銅山の歴史に一定の知識を持っていること。

## 5 参加資格確認申請

プロポーザルに参加しようとする者は、プロポーザル参加資格確認申請書（第1号様式）を作成し、関係書類とともに持参（閉庁日を除く8時30分から17時15分までの執務時間内）又は郵送（書留郵便に限り、提出期限までに必着のこと。）により提出しなければならない。

(1) 提出期限 平成30年4月9日（月）17時15分

(2) 提出先 3の事業担当課

(3) 参加資格確認結果の通知

平成30年4月11日（水）までにプロポーザル参加資格確認結果通知書（第2号様式）により通知する。

## 6 プロポーザル関係種類の配布方法

新居浜市のホームページ（<http://www.city.niihama.lg.jp/>）のトップページ上の「組織（部・課）でさがす」→「企画部」→「別子銅山文化遺産課」画面を展開し、「新着情報」上の関係資料をダウンロードすることができる。

ただし、これにより難しい場合は、次により配布する。

(1) 配布期間

公告日から平成30年4月9日（月）までの閉庁日を除く8時30分から17時15分までの執務時間内

(2) 配布場所 3の事業担当課

## 7 受託候補者の特定

企画提案の審査は、旧端出場水力発電所3DCG等映像制作業務事業者選定委員会において、企画提案関係書類、プレゼンテーション及びヒアリングの内容をもとに、審査基準に基づき、総合的に評価、判断し、受託候補者を特定する。

## 8 その他

- (1) 受託候補者の特定後、本市との協議を経て契約締結を行う。
- (2) 企画提案書等関係書類の作成及び提出に要する経費、プレゼンテーション等に要する経費、その他本業務の企画提案参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。  
また、提案報酬は支払わないものとする。
- (3) その他詳細については、旧端出場水力発電所3 DCG等映像制作業務に係る公募型プロポーザル実施要領による。